

# 緊急時対応専門調査会

## 第 30 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 12 月 15 日（火） 10:00～11:51

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 小泉委員長あいさつ

(2) 専門委員の紹介

(3) 専門調査会の運営等について

(4) 座長の選出

(5) 座長代理の指名

(6) 緊急時対応マニュアルの見直しについて

(7) 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について

(8) その他

4. 出席者

(専門委員)

生出専門委員、春日専門委員、熊谷専門委員、黒木専門委員、小泉専門委員、  
酒井専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、磯貝情報・緊急時対応課長補佐、  
岸田緊急時対応係長

5. 配布資料

資料 1 専門委員職務関係資料

- 資料 2 - 1 緊急時対応マニュアルの見直し方針（案）
- 資料 2 - 2 食品安全委員会緊急時対応指針（案）
- 資料 2 - 3 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針改正新旧対照表（案）
- 資料 3 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（一部改正案）
- 参考資料 1 緊急時対応マニュアルの見直しに係る参考資料集
- 参考資料 2 - 1 平成 21 年度緊急時対応訓練計画
- 参考資料 2 - 2 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について

## 6. 議事内容

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、皆様おそろいようですので、ただいまから第 30 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、御多忙の中、本調査会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。事務局情報・緊急時対応課の酒井でございます。よろしくお願ひいたします。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。

このたび、10 月 1 日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たります。

まず始めに、小泉委員長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小泉委員長 皆様おはようございます。このたびは専門調査会の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。既に酒井課長から申しましたように、辞令等については総理大臣から皆様のお手元に届いているかと存じます。

ただ、属すべき専門調査会につきましては委員長が指名することになっておりますので、皆様方には緊急時対応専門調査会の委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願ひいたします。

私どもこの食品安全委員会は、委員 7 名を含めまして、今まで非常に数多くの案件について議論してまいりました。すべて公開で行っております。

専門調査会につきましては、総勢 212 名の専門委員の方々に就任いただきまして、いろいろな形で知識、御経験等活用し、審議をしていただいております。

この緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等の緊急時に関わる対応の在り方等に関する事項について議論していただくことになっておりますが、具体的には緊急時対応マニュアルの改訂、あるいは緊急時対応訓練、緊急事態発生時の食品安全委員会の具体的対応について御審議いただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これまでの知識、御経験を十分に活かしていただきまして、御審議をしていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。次に、本日机上に配付しております資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、事務局の情報・緊急時対応課の磯貝でございます。よろしくお願いいたします。本日の資料でございますが、資料が5点、参考資料が3点でございます。それぞれ議事ごとに資料をまとめております。

まずは議事次第、座席表、委員名簿の下にピンクの表紙でございます。議事（3）関係の資料といたしまして、資料1「専門委員職務関係資料」、60ページほどの冊子です。

議事（6）関係の資料といたしまして、黄色の表紙を付けております。その中に資料2-1「緊急時対応マニュアルの見直し方針（案）」の1枚紙でございます。

その後ろに資料2-1の別添資料で、A4の横、カラーの印刷でございます。

資料2-2「食品安全委員会緊急時対応指針（案）」で、縦紙の22ページほどのホチキスどめの紙でございます。

資料2-3「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針改正新旧対照表（案）」で、A3の横紙の表でございます。

参考資料1「緊急時対応マニュアルの見直しに係る参考資料集」で、45ページほどのホチキスどめの冊子でございます。

議事（7）関係の資料といたしまして、オレンジ紙の仕切り紙の表紙の資料でございます。

資料3「平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（一部改正案）」の1枚紙でございます。

それに付随いたしまして、資料3の別紙「平成21年度緊急時対応訓練の設計（案）」で、A4の横紙でございます。

参考資料2-1「平成21年度緊急時対応訓練計画」で、A4の1枚紙でございます。

参考資料2-2「平成21年度緊急時対応訓練について」で、A4の横紙、両面刷りでございます。

以上の資料を今回は準備いたしました。

また、机上配付資料といたしまして、紙製のファイルにとじてあります緊急時対応法令・規程集を御準備しております。この法令規程集については、この調査会終了後、当方で保管させていただきますので、よろしくお願いいたします。

不足の資料等がございましたら、事務局の方までお申し出ください。よろしくお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

次に専門委員を御紹介させていただきます。専門委員名簿に記載しておりますとおり、今回緊急時対応専門調査会専門委員に御就任いただいた方は、総勢で 12 名でございます。本日は、7 名の専門委員に御出席をいただいております。

内田専門委員、青木専門委員、岡部専門委員、小澤専門委員及び元井専門委員の 5 名の方におかれましては、本日、御都合により御欠席となっております。

それでは、本日、御出席の皆様方を私の方からお名前を五十音順で御紹介させていただきます。

なお、今回新たに御就任されました酒井専門委員におかれましては、恐れ入りますが抱負を含めまして自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、御紹介いたします。

生出泉太郎専門委員でございます。

春日文子専門委員でございます。

熊谷進専門委員でございます。

黒木由美子専門委員でございます。

小泉淑子専門委員でございます。

酒井淳一専門委員でございます。

○酒井専門委員 山形県農業共済連に勤務しております酒井と申します。よろしくお願ひいたします。非常に非力な面が多々ございますが、皆様の御指導の下で精一杯頑張ったいと思ひます。今後とも御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

続きまして、山本都専門委員でございます。

また、本日は食品安全委員会から、冒頭でごあいさついただきました小泉委員長を始め、担当であります廣瀬委員、長尾委員にも御出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局のメンバーも紹介させていただきます。

栗本事務局長でございます。

大谷事務局次長でございます。

右隣が磯貝課長補佐でございます。

岸田緊急時対応係長でございます。

そして、私、酒井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に議事の（3）「専門委員の運営等について」に移らせていただきます。お手元のピンクの表紙の資料 1 を御覧いただきたいと思ひます。

食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関する内容が書かれております。時間が限られておりますので、ポイントのみごく簡単に岸田の方から説明いたします。お願いします。

○岸田緊急時対応係長 それでは、よろしく願いいたします。ピンク色の表紙の資料1でございます。食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関する内容が書かれております。ポイントのみ説明させていただきます。

1 ページ目「1 食品安全基本法について」です。平成15年7月から施行されております法律ですが「1 目的」といたしまして、食品の安全性の確保に関し、基本的理念を定めること。国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすること。施策の策定に係る基本的な方針を定めることといったことによりまして、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としております。

「2 リスク分析手法の導入」といたしまして、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たりましては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないということが定められております。

3 ページの12条、こちらにおきましては、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっての留意点でございますが、食品健康影響評価が行われたときにつきましては、その結果に基づいてこれが行われなければならないという理念が定められているところでございます。

4 ページ「3 委員会の所掌事務」でございます。食品安全委員会の所掌事務としましては、第23条第2項の次条の規定により、または自ら食品健康影響評価を行うこと。また、同条第4項の必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することなどが規定されております。

8 ページ「4 委員会の権限」でございますが、この委員会は資料提出等の要求ができて、関係行政機関、厚生労働省や農林水産省などの長に対しまして、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることになっております。

実際に専門調査会におかれましては、審議を進めていく上で必要な資料がある場合には、厚生労働省などに対して資料要求を行うことがございます。

「5 専門委員」は第36条に規定されておりますが、委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるということと、学識経験のあるものうちから、内閣総理大臣が任命するという、そして、専門委員は非常勤とするということです。

10 ページは横紙でございますが、「食品安全を守る仕組み」でございます。リスク評価とリスク管理の関係につきまして、リスク管理機関であります厚生労働省や農林水産省などが、食べても安全なようにルールを決めて監視する。そのために、リスク評価機関である食品安全委員会は食べて

も安全かどうかを調べて決めるという内容でございます。科学的、客観的、中立・公正に行うということが食品安全委員会の評価の基本的な考え方です。

12 ページ「2 専門調査会の調査審議について」です。第1としまして、「食品健康影響評価に関する調査審議の手順」でございますが、リスク機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼する。

2番目に、専門調査会は食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案をとりまとめる。評価書案については、国民からの意見募集、原則30日間のパブリック・コメントといった形で国民の意見を伺い、それを受けまして食品安全委員会において審議を行い、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知するといった流れで調査審議が進められているところです。

第2としまして、「組織及び運営の一般原則」でございます。

13 ページの①で「各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること」。

②で「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること」。

③で「座長が会議の議長になること」。

④で「座長代理を座長があらかじめ指名すること」が定められております。

第3としまして「調査審議に当たって特に留意すべき事項」ですが、食品または危害要因に係る許認可等について評価していただくということですので、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員におかれましては、専門調査会の判断により調査審議から除斥、調査審議の会場からの退室、もしくは発言の制限等が行われることとございます。

2番目の「調査審議の公開」についてですが、本日も公開で行われておりますが、その調査審議の結果、意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も公開ということとございます。

例外としまして、個人の秘密、企業の知的財産等が開示された特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開ということとございます。

14 ページは、調査審議の手順をフローチャートにしたものとございます。

15 ページからが「専門調査会運営規程」でございます。このうち専門調査会の所掌としまして、第3条第3項で緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議することになっております。

18 ページが「調査審議方法等について」でございます。

19 ページが「委員会の公開について」でございます。

20 ページ、「専門調査会の調査審議以外の業務について」です。基本的には、専門調査会におけ

る専門の事項に関する調査審議をしていただくことが中心ですが、食品安全委員会の活動の中で、意見交換会に参加していただくなど、調査審議以外の業務に携わっていただくことがあります。

25 ページにかけまして、これまで適宜御協力いただいている例があげられております。

26 ページ、「自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」です。自ら評価につきましては、2の(1)に関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報、食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見等といったものの中から評価することが適切なものについて、食品安全委員会自らが候補を選定して評価していくものです。

ファクトシートにつきましては28 ページですが、上から2段目でございます。目的としまして、リスク評価をする段階ではないものの、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して文書にとりまとめ、国民に情報提供する。このため、一番右の備考でございますように、ビタミンAの過剰摂取による影響や、加工食品中のアクリドアミドなどについて、既に情報提供を行っているところではあります。

30 ページ、「食品安全委員会の緊急時対応において全ての専門委員に期待される役割について」ですが、緊急時対応専門調査会の専門委員の方々を含め、他の専門調査会の専門委員全員に期待される役割としまして、2番の(1)平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供、(2)食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示、(3)各専門調査会の緊急的な開催、(4)その他といたしまして、必要がある場合は、現地に事務局職員及び専門委員等を派遣し、情報収集する。科学的知見に基づく助言等を行っていただくという御協力を賜る場合がございます。

33 ページ、「専門委員の服務について」でございます。こちらの2段目に書いてございますが、専門委員の方々におかれましては、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法の規定によりまず一般国家公務員でございます。国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければならないことになっております。

その服務の内容についてですが、まず1番、「服務の根本基準」としまして、専門委員は国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者でないこと、公共の利益のために勤務すべきであることなどについて留意していただくということでございます。

2番、「法令及び上司に従う義務」としまして、関係します法律、政令などの法令、また食品安全委員会委員長の専門事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられているところではあります。

3番、「争議行為等の禁止」としまして、サボタージュ等の禁止が規定されております。

34 ページ、4番、「信用失墜行為の禁止」につきましても、勿論のことでございますし、5番、

「秘密を守る義務」につきましては、最後の行になお書きで書いてございますが、専門委員を辞めた後にも個人情報ですとか、知的財産に関する情報については秘密を守っていただく義務が課せられてございます。

6番、「職務専念義務」でございますが、こちらは専門調査会の開催時間、各種の打合せ時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきということが規定されております。

7番、「服務に関する規定に違反した場合の処分」についての規定もございます。

あと、マスコミの方々の関心の高い事項などについて、委員としての意見等を聞かれる場合がございます。この括弧書きに書いてありますとおり、専門委員としての立場でなく、一専門家としての食品の安全性の確保に関する個人的見解ということで伺われますケースがございます。

こちらにつきましては、直ちに規定に違反し懲戒事由になることはありませんが、くれぐれも御注意いただきたいのは、食品安全委員会の見解であるということの誤解を招かないよう留意して対応していただければと存じますので、よろしく願いいたします。

35ページ、「食品健康影響評価技術研究について」です。内容としまして、36～37ページに現在行っております研究の課題一覧が記載されております。

38ページ、「食品安全総合情報システムについて」ですが、委員会のホームページから文献情報や危害情報、食品リスク評価及び管理政策、テーマごとの情報などについて検索できるようになっております。

39ページ、「食品安全委員会事務局組織図」ですが、事務局は事務局長、次長、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課、リスクコミュニケーション官という職員合計56名で成り立っている組織でございます。

40ページからは食品安全基本法の全文。

48ページからが食品安全基本法に規定する基本的事項でございます。こちらは後ほどお読みになっていただきたいと存じます。

以上が資料1についての説明です。

○酒井情報・緊急時対応課長 以上でございますが、何か御意見あるいは御質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明いたしました内容につきまして御留意いただきながら、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事の(4)「座長の選出」に移らせていただきます。先ほど岸田が説明いたしました食品安全委員会専門委員会運営規程、資料1の15ページ、中ほどに記載がございますけれども、第2条第3項に専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により専任する

とされております。

どなたか御推薦ございますでしょうか。

山本専門委員、お願いします。

○山本専門委員 今日、いらっしゃっていないのですけれども、前期に引き続き元井専門委員が適任と存じますので、御推薦いたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。ほかにありますか。

黒木先生、お願いします。

○黒木専門委員 私も、本日いらっしゃっていないのですけれども、元井先生がとても専門性が高く、前回も議事をよく引っ張ってくださいましたので、お願いしたいかと思えます。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

先ほど挙手されていましたが、どうぞ。

○春日専門委員 私も同意見で、委員会設立当時からよく経緯を御存じの元井専門委員に座長をお願いしたいと思えます。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

それでは、ただいま山本専門委員、黒木専門委員、春日専門委員から元井専門委員を座長という御推薦がございました。本日、御欠席されておりますけれども、御本人から専門委員の皆様あてにお手紙をいただいておりますので、ここで拝読させていただきます。お願いいたします。

○岸田緊急時対応係長 よろしく申し上げます。食品安全委員会緊急時対応専門調査会専門委員各位。

私元井は、誠に勝手ではございますが、所用により平成21年12月15日開催予定の緊急時対応専門調査会第30回会合に欠席いたします。

予定議題のうち座長の選出につきまして、出席専門委員の皆様から「前任期に引き続き元井に座長を任せよう」と私を推薦いただきました場合は、前任期に引き続き座長として務めさせていただきたいと存じます。

至らぬ点多々ございますが、皆様からの御協力の下、座長としての責務を果たしてまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

平成21年12月11日 元井葎子。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、拝読させていただきましたお手紙をこれから持ち回りで回覧させていただきますので、御確認をお願いしたいと思います。

(手紙を回覧)

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。ただいま、元井専門委員からの御意思をお

伝えたいしましたが、本日御出席の専門委員の皆様の御推薦として、元井専門委員に座長をお務めいただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。本日御出席の専門委員の御推薦と元井専門委員の御意思が確認されましたので、運営規程に基づきまして、座長に元井専門委員が互選されました。

また、元井専門委員からのお手紙では、座長に選出された場合、座長代理に前任期に引き続きまして小泉専門委員を御指名したい旨、お手紙を別葉でいただいております。元井専門委員からのお手紙を引き続き拝読させていただきます。

○岸田緊急時対応係長 食品安全委員会緊急時対応専門調査会専門委員各位。

また、私元井が座長に選出されました場合は、座長代理の指名につきましては、前任期まで座長代理として御活躍いただきました小泉専門委員に引き続き座長代理としてお務め願いたく、私元井より指名させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

平成 21 年 12 月 11 日 元井 霞子。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、拝読させていただきましたお手紙も同様に回覧いたしますので、御確認をお願いいたします。

(手紙を回覧)

○酒井情報・緊急時対応課長 どうもありがとうございました。元井座長からの御指名ということで決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

それでは、小泉専門委員におかれましては、座長席に御移動をお願いしたいと思います。

(小泉専門委員、座長席へ移動)

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、恐れ入りますが、一言ごあいさつを賜ればと思います。

○小泉座長代理 御指名いただきましたので、微力でございますし、また不慣れではございますけれども、謹んで座長の職務を代理させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○酒井情報・緊急時対応課長 よろしく願いいたします。進行をお願いいたします。

○小泉座長代理 それでは、早速ですが、議事の進行を引き継がさせていただきます。

本日の議題(6)「緊急時対応マニュアルの見直しについて」につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 皆様御案内のとおり、本年9月1日付けでございますが、新たに消費者庁が設立をされました。今回、緊急時対応マニュアルの見直しは、この消費者庁が設置されたことに伴いまして、いわゆる司令塔機能として緊急時の対策本部設置に係る業務が食品安全委員会から消費者庁に移管され、消費者庁を主体とした緊急時対策本部設置に係る手続等を定めた、消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱等に基づく対応に整合を図るために行おうとするものでございます。

詳細につきましては、磯貝から御説明を申し上げます。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料の御準備をお願いします。議事(6)関係の資料集、黄色のクリップどめの資料集です。

まず資料の準備でございますが、資料2-1「緊急時対応マニュアルの見直し方針(案)」A4の1枚紙を左側、それ以降の資料2-1別添資料、緊急時対応マニュアルの見直しに係る4段表以降の資料を、机の右側に置きながら説明いたします。

それでは、まず右側の資料の一番下でございます参考資料1「緊急時対応マニュアルの見直しに係る参考資料集」を一番上に御準備ください。

今回、この専門調査会で見直しを検討いただく理由などにつきまして、背景を含めて一度御説明をさせていただきます。

まず、資料2-1、左側の資料です。今回の見直しの理由でございます。理由としましては、消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)等に基づき消費者庁が食品安全行政に関する司令塔機能を担うこととされた。更に、本年9月1日以降、消費者庁設置により、緊急時対策本部設置に係る業務が消費者庁に移管された。こうしたことから、消費者庁を主体とした緊急対策本部に係る手続等について、消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱が定められたことから、これらの要綱等に基づく対応に整合性を図るという理由で、見直しを図ることになりました。

その背景等につきましては、参考資料1の資料集の1枚目をおめくりください。この1ページ目でございます、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱及び食品関係府省緊急時対応基本要綱と関係府省緊急時対応マニュアルとの関係で、縦紙で図を示してございます。

これは昨年発生いたしました、いわゆる食品への毒物混入を受けまして、当時の内閣府国民生活局を中心に、食品への毒物混入に関係省庁が対応するための総括官制度が創設されました。その経緯について簡単に説明いたします。

1ページ目の下段につきましては、昨年4月以降、食品への毒物混入が発生する以前は、例えば大規模食中毒などに対処するためには食品関係府省の緊急時対応基本要綱の傘の下、関係省庁が対

応すべき指針、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会、環境省といった対応すべき指針を策定いたしました。

毒物混入事件以降、当時の国民生活局では食品への毒物混入に特化した要綱、下に書いてございますように、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱、食品による危害に関する緊急時対応実施要綱が策定されました。

その時点で、例えば食品安全委員会、厚生労働省の対応につきましては、大規模食中毒や、混入事件においても、厚生労働省であれば回収、原因究明、再発防止といった点について共通する点があるため、2つの要綱でそれぞれの関係府省が対応すべき指針、いわゆるマニュアルまで対応できるように、昨年度この専門調査会で御検討いただき、関係するマニュアルの一部の見直しをしたところでした。

両者の取扱いの違いにつきましては、2ページ目、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱を右側に示してございます。左側がこの専門調査会で検討、策定いただきました食品安全関係府省緊急時対応基本要綱。その違いというのは、右側の食品による危害に関する基本要綱の方は、1段目の右側の定義で下線、かつ事案の性質が明らかでない事案、犯罪性が否定できない、いわゆる毒物混入といったものを対象にする。それ以外の大規模食中毒等については、左側の食品安全関係府省緊急時対応基本要綱で対応するといった整理をしております。

更に3ページ目、下に示したとおり、消費者庁設置を間近に控えた段階で、プレ消費者庁として、食品以外の遊具とか製品、ガス湯沸し器等の製品事故にも対象を広げるということで、名称を消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱に改正いたしました。更に関係する省庁等も拡大しました。それ以降、消費者庁の設置等の背景でございます。

5ページ以降、付箋を付けております。資料集の7ページを御覧ください。こちらは消費者庁設置に際して、消費者庁の姿、業務の概要を説明した消費者行政基本計画、平成20年6月27日閣議決定でございます。こちらを御覧ください。

その中の付箋が付いております16ページ以降、消費者庁の緊急時対応、情報の集約分析機能、司令塔機能の部分が規定されております。

17ページの③に示してございますように、複数府省庁が連携して対応する必要があると判断される場合は、連携の在り方を調整し、関係府省庁に指示する。緊急時には、緊急対策本部を主催し、政府としての対処方針を決定し、その実施を促進する。これが書かれております。

更に付箋が付いております23ページを御覧ください。23ページの下線部に、特に食品安全に関する緊急事態が発生する際には、食品安全に関する総合調整を担う消費者行政担当大臣の判断で緊急時対策本部を機動的に設置できるようにする等の対応が必要であるといった旨が書かれており

ます。

こうしたことから、食品危害発生時の対策本部設置などの司令塔機能を消費者庁が担うこととなりました。

具体的に消費者庁発足以降のマニュアルでございます。こうしたことを受けまして、25 ページ、これは消費者庁設置以降の緊急事態における緊急対策本部の設置等の国の対処を定めた、消費者安全の確保に関する関係省庁緊急時対応基本要綱。

29 ページは、その際の対策本部の設置を規定したものでございます。

33 ページは、消費者安全情報総括官に関する、これにつきましては食品の摂取などにより消費者の生命または身体に生じる被害に関する情報等の集約、共有を関係府省庁で図ることを目的とした、消費者安全総括官です。

35 ページ、消費者安全情報総括官、それに関連いたしました消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱といったものが今回9月以降作成されました。

こうした背景に基づきまして、今回、食品安全関係府省の緊急に関する基本要綱、食品安全委員会の緊急時における行動指針を定めた指針等の改正について御検討をお願いいたします。

資料2-1の「2 見直しの内容」について説明させていただきます。まず、見直しについては、次のとおり廃止及び改正を行う。まずは関係府省の申合せについては、(1) 主な規定が食品安全委員会を主体とした緊急対策本部設置に係る手続であることから、廃止する。なお、消費者の安全確保に関する緊急時対応基本要綱等が新たに根拠となるように、要綱等と整理する。

(2) 食品安全委員会決定等については、緊急対策時本部の設置に係る記述、行動の部分削除し、関係府省申し合わせで食品安全関係府省緊急時対応基本要綱で定められている対象となる緊急事態など、必要な記載内容を追加することでございます。

後に説明いたしますが、より簡潔なマニュアル構成とするために、食品安全委員会は現在2つございます、食品安全委員会食中毒緊急時対応指針、食品安全委員会緊急時対応指針の2の内容については、統合する形に整理させていただきたいと考えております。

では、具体的にどのような内容にするのかについて説明させていただきます。資料2-1の別添資料で、緊急時対応マニュアルに係る4段表。A3の横表を御覧ください。

この見方について、まず簡単に説明いたします。右側の2つ、一番右側でございます食品安全関係府省食中毒等緊急時対応基本要綱、右側から2番目、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、その2つが関係府省に係る要綱でございます。

左側2つ、赤色で修正になっていますが、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針、食品安全委員会緊急時対応基本指針、その2つについては現行の食品安全委員会の内規でございます。

一番右側の備考欄でございますが、主な今回の改正の見直しを記載しております。

まずこの表の中で見直しの概要の基本的な考え方でございますが、これら指針等の司令塔機能としての役割である緊急対策本部等の設置に係る部分の記載を削除いたします。

2番目、一番左側でございますが、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針には、右の3つの指針及び要綱の必要な部分を不足なく追加する。

3番目、消費者庁との連携、関係との部分を追加する。

併せて、昨年度末、平成21年3月26日、食品安全委員会で決定されました「食品安全委員会の改善に向けて」で、緊急時対応等に関する情報提供の見直しが記載されております。その部分を今回の見直しで反映いたします。

まず、具体的な見直しの内容でございます。食品安全関係府省等、いわゆる緊急対策本部の設置の部分を廃止するというので、赤色で消している部分は廃止の部分でございます。

青色で記載されている部分は、消費者庁等の連携から、青色の部分が消費者庁に関連する要綱に関して追加している部分。必要な部分の追加としても、従来の食品安全関係府省の要綱に規定されていた緊急事態等の定義を青色で追加しております。

前後いたしますが、この食品安全委員会の左側に2つ書いております、食品安全委員会緊急時対応基本指針、食品安全委員会食中毒緊急時対応実施指針の2つを統合する理由について、説明いたします。

当初この専門調査会で検討いただいた時点では、まず食品安全委員会としての共通する基本的な対応、例えば、委員会内での情報の共有、それ以降も情報の発信等を定めた食品安全委員会緊急時対応基本指針等を定めまして、その傘の下、事案別にそれぞれの指針を策定していく方針で、まず、食中毒等緊急時対応指針を策定いただきました。本来であれば、各案件別に要綱、指針を順次つくる計画でございましたが、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針で対応できるということで、新たな指針の追加は行われなかった経緯がございます。

今回2つの食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱といった要綱の廃止を検討いただいております。それに合わせて、より簡潔な指針、マニュアルとするため、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針につきましては、食品安全委員会の緊急時対応基本指針や、今回廃止を検討いただいております基本要綱など、食品安全委員会としての今後の活動に必要な部分を不足なく追加して、その名称を4段表の左に書いております食品安全委員会緊急時対応指針に名称を変えるとともに、右側の中段でございますが、食品安全委員会緊急時対応基本指針については、その内容を新たに新しい指針に移行させることから廃止する点についてを今回提案させていただいております。

では、具体的な食品安全委員会の今後の指針の内容について、この4段表の左側を中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目の前段のところに赤で書いてあるところは、先ほど説明しましたように、緊急対策本部設置の部分で削除する部分でございます。青色は、消費者庁の連携の部分で入れたところでございます。

この1ページの前文のところが括弧書きになっております。その理由について説明させていただきます。実は従来、食品安全委員会の関係府省緊急時対応基本要綱の根拠は、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項、これは閣議決定でございますが、そこで緊急時対応の在り方が規定されております。

具体的に申しますと、緊急時において食品安全担当大臣は政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合は、各関係大臣と協議を行い、必要に応じて緊急対策本部を設置するといったことが規定されております。

この部分の規定の扱いにつきましては、今後、消費者庁側と食品安全委員会の間で基本的事項等の改正に際して調整等が必要でございますので、その調整によってはこの部分の修正等があり得るということを現在括弧書きにしております。

1ページの下段でございますが、また青色で書いてございますが、対象となる緊急事態等については、従来の指針等2ページ目を含めて記載しております。

2ページ目の下段、緊急時対応の基本方針というのがございますが、これらについては中心にございます基本指針の方から内容を追加してございます。

3ページ目につきましては、条文の名称が青色で変更されております。

4ページ目の(4)、消費者庁との連携として、青色部分の消費者庁の窓口を追加いたしました。なお、赤色部分は前の2ページに記載がありますので、繰り返しになることから削除しております。

4～5ページにかけて、平時から情報収集等を行う関係機関との名称、基本指針に記載の地方公共団体や具体的な関係試験研究機関の名称を従来の指針等から追加しております。

5ページの下でございます。必要な部分の追加といたしまして、青色の委員及び専門委員による情報収集等について基本指針から追加しております。

6ページ目、ファクトシート等で、情報・緊急時対応課は平時から必要に応じて、評価課及び勧告広報課と連携して情報の提供に備えて、事前に科学的な知見に関する情報を策定するというところで、ファクトシート等を委員会の改善に向けての中で情報提供する際の書式等が規定されておりますので、ファクトシート等に追加いたしました「等」は、具体的にはQ&Aやハザード概要シートといったものが対象となっております。

青色でございますが、消費者庁との連携ということで「消費者庁及び」を6ページの下で追加しております。

7ページの(4)、委員会は、食品安全委員会とリスク管理機関との連絡・調整の強化で、日ごろから関係省庁と連携する必要がございます。今回、消費者庁の発足に伴って、消費者庁及びリスク機関ということで、消費者庁を青色で追加いたしました。

8ページの初動体制でございます。1つは情報総括官制度の改正を受けまして、緊急事態の情報を食品安全委員会が認知したときの受付者が緊急事態の情報を書き留めるシートにつきまして、名称が消費者庁側の方で変わりましたので、消費者安全情報総括官通報シートとして名称を変更いたしました。

9ページ目、必要な部分の追加としまして、青色部分で事務局長は情報・緊急時対応課から連絡を受けた場合、速やかに委員長、委員長と連絡がとれない場合は委員長代理とする、以下同じに第一報を連絡するというのを追加いたしました。

青色以下の(3)でございます。委員長は1で受理した情報提供者が今回関係省庁、追加といたしまして、消費者庁及びリスク管理機関の職員であれば、必要と認める場合は「緊急事態に対する政府の初動体制について」に基づき、内閣情報調査室に報告する。その部分を追加いたしました。

「3 第一次参集要員等の対応」。事務局長は、委員長から指示された事項について、自らまたは事務局各課に指示した上で速やかにこれを実施すること。以上3点につきましては、基本指針、従来の食品安全委員会緊急時対応基本指針に書かれている部分を追加したものです。

10ページ目、委員会会合の開催です。そこにも消費者庁との連携として、「消費者庁及び」を追加いたしました。

11ページの(3)、専門調査会の会合でございます。その部分につきまして青色部分を追加した理由は、基本指針の中で専門調査会会合の開催等が規定されておりますので、基本指針から追加いたしました。

委員長は、緊急事態等の事案に応じて、関係する専門調査会に対し、その開催を指示し、必要な情報の収集またはリスクコミュニケーションの方法の決定等について、専門的知見に基づき審議させることとするという部分を追加いたしました。

(4)につきましては、食品安全担当大臣への報告。消費者庁との部分を追加いたしました。

11~12ページにかけましては、司令塔機能の部分としての業務としての緊急対策本部設置に関連する部分を削除いたしました。それは13ページの上段まで続いております。

13ページに「V 対応策の実施等」がございます。この部分については、条項の整理等がございます。

②の方で、情報・緊急時対応課は、食中毒における緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) に規定する当該緊急事態に関するファクトシート等を作成していないときは、①の規定により収集した科学的知見を基に、必要に応じて評価課及び勧告広報課と連携して、別に定める緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の在り方等に基づき、ファクトシート等を策定します。

この部分については、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の在り方等に基づいたファクトシート等を追加させていただきました。

14 ページにつきましては、消費者庁との連携の部分を追加しております。

15 ページの部分につきましても、委員会の改善に向けてのうち、緊急時対応に係る改善方策として、緊急事態における情報発信の在り方、特に国民に周知すべき情報である場合は、地方公共団体の関係機関の協力を得て、きめ細かく情報発信するとされていることから、この青色の部分を追加いたしました。

16 ページ、この部分も同様に、先ほど説明いたしました委員会の改善に向けてのうち、食品安全委員会の改善方策として、緊急の案件に柔軟に対応するための改善で、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビュー等を実施する等、迅速かつ柔軟に対応することが規定されておりますので、今回の改正に合わせて追加をいたしました。

17 ページ、同様に連携の関係で消費者庁の部分を追加いたしました。

18 ページ、赤色の部分が緊急対策本部の設置に関する業務ですので、削除いたしました。

19 ページにつきましても、消費者庁の部分を追加して、必要な部分の追加として、青色部分、その他本指針に定めるほか、委員会による緊急事態等への対応に必要な事項等は委員長が別に定めるということで、基本指針の部分を根拠に追加いたしました。

以上、2点ほど、消費者庁設置に伴う司令塔機能の一元化に伴いまして、従来の食品安全関係府省の要綱の廃止、食品安全委員会としての行動を定めた指針の改正について御検討をお願いいたします。

なお、今回、要綱の廃止等を御検討いただきますが、この要綱につきましては現在消費者庁の方で各種要綱が策定されておりますが、その要綱の前身であります食品による危害に関する緊急時対応基本要綱の策定の際の重要な基本となったと聞いておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、御検討をよろしくお願いいたします。

○小泉座長代理 ありがとうございます。たくさん資料に基づいて御説明いただきました。事務局から見直しの経緯、内容についての御説明でございましたが、関係府省全体に係る部分と、当食品安全委員会だけに係る部分がございますので、関係府省申し合わせの3つの要綱と、食品安全委員会決定の2つの指針、このように分けまして御審議いただきたいと存じます。

まず、資料2-1の下の表のように「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等、ここに3つ要綱があります。その要綱につきまして、消費者庁を主体とした緊急対策本部設置に係る手続等を定めました「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」等の4つの要綱等が新たな根拠（傘）となる要綱等として整理するというので、これら「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の3つの要綱を廃止する案としておりますけれども、まずこれにつきまして御意見がございましたら、お願いいたします。

山本専門委員、お願いします。

○山本専門委員 今の御説明で、こういうふうに3つを廃止して統合するというの一番のポイントは、例えば今までは毒物混入事件の場合と、普通の食中毒の場合に対策本部が立つのがそれぞれ分かれていたのが、こちらにありますように司令塔機能の役割である緊急対策本部の設置を消費者庁に一元化するというところでしょうか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 そうでございます。

○山本専門委員 そうでしたら、基本的にはこの部分が一元化されることによって非常に整理されるのではないかと思います。

というのは、現実の問題として、実際何が起こった場合に、それが意図的な毒物混入事件か、それとも通常の食中毒かすぐにわかることは少ないと思うんです。それを最初の段階で判断し、対策本部をどちらに立てるか決めるということは現実的になかなか難しいと思っております。その部分が一元化されるということは、整理という点ではいいのではないかと考えています。あとはどういうふうにするかを運用していくかというのは、これからの問題だと思います。

○小泉座長代理 今、山本委員の方から一元化することについてすっきりするというご意見をいただきました。この調査会でも何度かその辺のことは議論してまいりましたが、今回の消費者庁設置に伴って、そういう意味では本当にはっきりしてきたという点があるかと思いますが、この点について御意見はほかにございますでしょうか。

では、この調査会としてはこういう一元化するというは大変いい方向であるということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次にいきまして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」につきまして、より簡潔なマニュアル構成にするため、これら2つの指針を一本化する案として、先ほど来19ページのものを御説明いただいたわけですが、これに対しまして御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

マニュアルの作成にあたっては、既にある3つのものをできるだけ1本に織り込むように、漏れないようにという方針で作成していただいたことと、消費者庁ということを随所に加えていただ

いているということかと思えます。

私が読ませていただいて、14 ページのところなんですけれども、(2) の②のところ、「派遣された職員等の現地における活動」という項目があります。これは現地派遣による情報収集等の中で、このところ、「派遣された委員または専門委員は、現地の関係者等に対し必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする。」とあります。

これは現場で行われていることだろうと思うんですけれども、そうするとどういふ助言が行われたのかという、情報の共有というところが随所に書いてあるんですが、現場で実際に行われた助言等が関係者の間で共有するというのは、実際にはどのようになっているのか、また、委員の方がなされた場合に、言いつばなしではなく多分どなたかに報告をするという、もし民間の企業であればこういうことをしたということがメールで関係者には CC の欄で関係者に全部指定することによって同じような情報に基づいて次のステップに進むかと思うのですが、この新しいマニュアルの下では、どのようなことを想定されておりますでしょうか。

酒井課長からお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、御質問いただいた件でございますが、幸いなことに今まで現地派遣というのはございませんけれども、現地ではそれぞれの専門家ということで、細々した、現地で困っていることについての御質問等があるかと思えます。それについて今までの御経験、御知見に基づきまして御示唆いただくというのが基本でございますけれども、その内容については戻ってから、あるいは途中での報告という形でお伝えをいただきますと、こちらに本部がございますので、本部の中でその内容を整理して共有を図るということを行います。

その御発言なり御指導の内容というのは、蓄積すれば今後の緊急時に役立ちますので、整理をして、必要があればマニュアルに反映する、あるいはファクトシート、情報の提供シートという形で活用していくという形で対応したいと考えております。

○小泉座長代理 ありがとうございます。これは私が気づきました点なんです、このマニュアルでほかに御意見はありますか。

それでは、春日専門委員、お願いいたします。

○春日専門委員 大変膨大な既存の指針、要綱に関して横並びに比較していただきまして、大変な作業をありがとうございました。

この別添資料の9 ページ、2 の食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡の(3) に出てくる内閣情報調査室というものはどういう位置づけなのかと思って御質問いたします。

この前後、項目をよく見てみますと、まず情報の受理というものが初動対応の(1) にありまして、(2) で情報の連絡という構成になっております。前の8 ページからずっとつながっています

けれども、受理のところで既に（２）で情報・緊急時対応課が情報を受け付けたときに、情報提供者が消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合には、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口の情報連絡をするという、既に受理ではなくて連絡と思われる事項がここに含まれていません。

それに続きまして、今度は２の情報の連絡の項目では、最初に御指摘しましたように、（３）で同様に情報の提供者が消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合には、必要である場合ですけれども、今度は内閣情報調査室に報告する。この関係がよくわからなくて、そもそも消費者庁が全体の司令塔になるという位置づけはよくわかったんですけれども、その情報を上に上げるルートがどう整理されているのか、もう一度、御説明いただけますでしょうか。

○小泉座長代理 では、酒井課長から御説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、確認しております。資料がありますので、その該当部分を御紹介します。

○小泉座長代理 それでは、磯貝課長補佐の方からお願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 まず、緊急事態に対します内閣調査室に対して連絡するということです。その部分は何に規定されているかと申しますと、平成 15 年 11 月 21 日に決定された、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（閣議決定）」がございます。その中で緊急事態に関する情報集約。これは例えば食品危害事項以外、例えば航空機、船舶などの災害も含めて、すべての緊急事態に対して関係省庁は緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合は、認知した省庁は直ちに内閣情報調査室へ報告するとともに、事態の推移と対処についても適宜報告するということがまず規定されております。

○酒井情報・緊急時対応課長 それが 9 ページの（３）の初動体制についてということの部分でございます。それに対して（１）の方は食の安全ダイヤル等、そういったところで情報がありましたら、それを消費者庁の方に伝達をするという作業もやっておりますので、そちらの方を規定している部分と理解しております。いかがでしょうか。

先ほどの（３）はどちらかというバイオテロとか、国家の緊急事態というのを想定して、危機管理室が対応するような事案。それに対して、一般の食中毒と、あるいは先ほど磯貝が説明しました製品の事故といった事態の場合は、消費者庁が対応するといった流れになっておりますので、それを書き分けしていると御理解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○小泉座長代理 春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 この文面をみただけでその区別がすぐにわかるようになっていないような気がするのですが、私だけの理解が悪いのかもしれないので、ほかの専門の先生方がすぐに区

別できれば問題ないです。

○酒井情報・緊急時対応課長 申し訳ありません。それぞれ別に規定されたものをそれぞれ書き込んでおりますので、おっしゃるとおり規定の中身が最初から了解されていないとなかなか理解しにくい部分というのはあろうかと思えます。

○小泉座長代理 磯貝課長補佐、どうぞ。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 この部分の明確な記述化につきましては、事務局の方で検討し、またメール等で各専門委員の方に御提示させていただくということによろしいでしょうか。

○小泉座長代理 よろしいですか。

黒木専門委員、何か御意見がおありのようでしたね。

○黒木専門委員 私は、厚生労働省の厚生科学審議会の健康危機管理部会に属しております、NBCテロ事案がありました場合など、こちらの内閣情報調査室の方に情報が上がるということはよく存じ上げております。食品に限らずさまざまな事案が上がって検討されておりますので、そこに上げるという意味合いというのは理解できるのですが、確かなかなか理解し難いところもあると思えますので、補足説明を加えていただければと思えます。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。検討致します。

○小泉座長代理 私もこの条文を読むと、委員長が1で受理した情報というので、1というと食中毒等によるということにかかってくるので、読んでいくと、今おっしゃったような食中毒以外の事態についてのところが(3)の中に組み込まれているので、すっとは理解できにくい面があるのではないかと思えます。

○酒井情報・緊急時対応課長 情報の入り口のところからそういう整理していたのですけれども、今の御指摘のとおり、わかりにくい部分があるということですので、一度事務局内部で検討して、その案を先ほど磯貝が申しましたように各委員にお諮りをして、整理し直したいと思えます。

○小泉座長代理 内閣情報調査室に対し、「迅速に」と書いてあります。御説明の中では「直ちに」というような言葉が使われたかと思えます。この中でも「直ちに」とか、「迅速に」とか、「速やかに」とか、いろいろな日本語が使われておまして、これも多分ルールを持ってお使い分けていただいているかと思っておりますが、一応念のためにどのようなルールがあるのかを御報告いただくと、このマニュアルを読むのに親しみやすさというものを感じるのではないかと思っております。

では、酒井課長の方から、どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 基本的には法令の用語集に基づきまして順番を決めています。今の緊急性の話になりますと、直ちに、遅滞なく、速やかに、迅速にという形の言葉があろうかと思

ますけれども、速さの順番は直ちに対応するというものに使うべきだと思います。また、遅滞なくはその次、速やかに3番目といったのがルールとしておりますので、その辺の整合も図りつつ、字句の調整を行いたいと思います。申し訳ございません。

○小泉座長代理 余計なことかもしれませんが、読むときにそういうのを知っているのと知っていないのでは緊急度合いの認識が違ってくるのではないかと思いましたが、一言加えさせていただきました。

それでは、そのほかにこのマニュアルにつきまして、何か御意見がございますでしょうか。

熊谷専門委員、お願いします。

○熊谷専門委員 単純な質問なんですけれども、2ページ目の上の段の④は具体的にどういうことを指しますでしょうか。消費者安全法と、そこに書いてあります要綱に基づく重要事案というのはどういうものでしょうか。

○小泉座長代理 磯貝課長補佐、お願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 まず消費者安全法に定める重大事項等の部分について御説明いたします。

重大事故等につきましては、消費者安全法の中で規定されております。消費者安全法の第2条第6項で、消費者の生命または身体について、政令で定める程度の被害が発生したものと規定されております。

政令で定める被害というのは具体的に何かと申しますと、例えば死亡したとか、これらの治療に要する期日が一定以上かかると、規定されております。

運用に基づく重要案件につきましては、消費者被害が重大である事案、その他社会的影響が大きい事案など食品の摂取並びに製品、施設及び役務の利用等を通じて消費者の生命または身体に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある事案でございます。

具体的には、先ほど御説明いたしました参考資料1の35ページ、消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱でございます。35ページの下の方、2の定義の(1)本要綱において、重要事案の定義、(2)で緊急事態とは、(1)で規定する、消費者被害が重大である、社会的に大きい。そのうち、事案の性質が明らかでない、つまり犯罪性が否定できない、被害防止対策が明らかでない、そうした事案。消費者の安全の確保から、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要がある事態を規定しております。

以上です。

○小泉座長代理 熊谷専門委員、どうぞ。

○熊谷専門委員 上の方とかなり重複があると思いますけれども、理解はできました。

○小泉座長代理 具体的な事案という意味ではどういうものが想定されるのかという御質問ではなかったんですね。

○熊谷専門委員 そういう質問なんですけれども、大体はわかりました。

○小泉座長代理 ほかに御意見はございますでしょうか。

生出専門委員、お願いいたします。

○生出専門委員 何度も説明を聞いているはずなんですけど、どうも消費者庁の役割と食品安全委員会の役割がまだまだ頭の中ですっきりしなくて、理解としては消費者庁が司令塔になって、役割分担を食品安全委員会やら厚労省やらがやるという認識でいいのでしょうか。それが頭に入らないとなかなかこれがすっきり入ってこない。

○小泉座長代理 では、酒井課長の方からお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘のとおりでございます。消費者庁ができたということで、食品安全委員会の司令塔機能を移すということで整理がついておりますので、食品安全委員会はその司令塔の指示の下、科学的知見の提供というところを中心に緊急対応していくとなると考えております。

○小泉座長代理 よろしいでしょうか。

○生出専門委員 はい。

○小泉座長代理 それでは、ありがとうございました。これまで食中毒に関する事案と毒物混入事件のような事案の性質が明らかでない事案に分離して、食品安全委員会と当時の国民生活局それぞれが主体となって緊急対策本部を設置することとしておりましたけれども、今回の消費者庁の設置に伴いまして、消費者庁が主体となって緊急対策本部を設置する体制に一本化させるという御説明をいただいております。

今回の見直しによって、より明確な体制になるものと考えられますので、緊急事態等におきましては、今後も引き続き関係府省庁と連携し、一層迅速な対応に努めていただきたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 御意見ありがとうございました。今、小泉座長代理から御指摘ありましたように、今後もこれまで以上に迅速かつ的確な対応に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

今後の見直しのスケジュール等を申し上げます。磯貝から説明をいたしましたように、実質的な運用は9月1日から既に行われているということでございますが、要綱等の廃止、改正の手續、御指摘ありました修正も含めまして、今後調整をしてみたいと思います。

ただ、事務的な手續につきましては、消費者庁で現在検討が行われております食品安全基本法に基づきます基本的事項の策定という作業がございますが、その進捗に合わせて対応したいと考えて

いる次第でございます。よろしくお願いいたします。

従いまして、先ほどの修正の部分を含めまして、もう少し内部での調整、各委員との協議、それはメール等になるかもしれませんが、引き続き続けさせていただきたいと思います。

それらが終わりました、消費者庁との調整が終わりましたら、食品安全委員会に御審議をいただくという手順になるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○小泉座長代理 では、続きまして、議題（7）「平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について」です。

今年度予定されています緊急時対応訓練につきまして、事務局から説明をお願いします。酒井課長、どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 最初に私の方から。平成 21 年度の訓練につきましては、前回ですが 29 回会合におきまして、皆様から御審議をいただきました内容に基づきまして事務局内に準備事務局会議を設置したわけですが、そちらで訓練の設計等を検討してきたところでございます。今回、検討を踏まえまして、その内容の一部を変更したいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○小泉座長代理 それでは、磯貝課長補佐の方からお願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長 それでは、議事（7）関係の資料集といたしまして、オレンジ色の表紙の資料を御準備ください。資料 3、平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応基本訓練（一部改正案）、参考資料 2-1、21 年度訓練計画、参考資料 2-2、平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について、この資料を基に説明いたします。

まず、経緯でございますが、参考資料 2-1、平成 21 年度緊急時対応訓練計画及び参考資料 2-2、平成 21 年度緊急時対応訓練について、により御説明いたします。

参考資料 2-1 につきましては、昨年度、平成 20 年度の訓練の検証などから、今後行うべき訓練の内容等についてこの専門調査会で検討後、食品安全委員会で決定された本年度の訓練計画です。

また、参考資料 2-2 は、本専門調査会で本年度検討いただきました具体的な訓練の進め方でございます。今回、訓練の実施、計画を進める段階におきまして、一部修正が必要になりました。

それでは、資料 3 を御覧ください。平成 21 年度緊急時対応基本訓練（一部改正案）についてです。

まず、1 でございますが、当初の 21 年度の訓練計画の内容が記載されております。形式といたしましては、広報技術の取得を主体とした実動訓練。ねらいといたしましては、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の取得です。対象者は、委員及び委員会事務局の職員です。

具体的に何を活動するかでございますが、緊急事態における意思決定、資料作成など、さまざま

な広報活動手順を確認すること。実動訓練。そして模擬記者会見を実施する。予定としましては11月の予定でした。

特に内容につきましては、以下、先ほど説明いたしましたように、平成21年3月26日に作成されました「食品安全委員会の活動の改善に向けて」におきまして、食品安全委員会は緊急時における役割として、科学的知見の情報の提供に特化する。特に迅速でかつわかりやすくタイムリーに情報発信することとしております。

訓練に先立ち、関係事務局職員の間で、今年の訓練の進め方について検討した結果、より実効性のある訓練とするように多数の意見が出されたことから、別紙のとおり実務訓練と確認訓練から構成した2本立ての内容としたいと思います。

それでは、実際の訓練の設計について資料3の別紙、横表でございますが、21年度の訓練の設計の内容について説明いたします。

実は緊急事態におきましては、局内の全課が協力して一丸となって対処することになりますが、昨年度の訓練を含めて実際訓練に参加する人間は限られている。限られたシナリオの下で対象となる、例えばハザードに対して資料を作成し、それに対して広報等を行いますので、必ずしも訓練に参加した人間が実際の緊急時に対処するとは断言できません。むしろ、訓練に参加していないものが対処することを考えた方がよいのではないかと考えています。

そのため、実際には右側の確認訓練。これは去年の内容に更に追加したものでございますが、実際の実動訓練以外に実務研修といたしまして、委員会内の基本的な緊急時対応能力を向上させる。

具体的になぜ必要かと申しますと、例えば緊急事態が発生した。つまり、厚生労働省あるいはその他の機関から緊急事態に係る情報の入手というのは通常の勤務時間に発生するとは限らない。むしろ勤務時間外あるいは夜間、休日などマンパワーが非常に手薄の時間に起こる可能性がある。

その場合、緊急時対応につきましては、緊急時対応の我々情報・緊急時対応課の職員が駆けつけて対応することになりますが、例えば人が手薄な時間、1時間あるいは1時間半の初動対応が、たまたま夜間にいる職員あるいは食品安全委員会の近くにいる職員が対応して、その1時間、1時間半にロスがないように行う必要があります。

そのため、残っている数少ない職員で外部からの情報収集あるいは委員会内の情報の共有。具体的に申しますと、情報・緊急時対応課職員への情報の連絡や最低限、1時間半、1時間以内で関係省庁から必要な情報の収集を行う必要があります。

そのために実務研修Iにおける目標といたしまして、主に連絡体制を中心とした基本的な一連の手順でどのように第一報を入手して、その情報を委員会内に共有、他省庁からもできる限り情報収集を限られた時間内でできるか、何が必要なのか、それらについて少人数で講義、講習を行います。

もう一つは、緊急事態が発生した際に、ホームページ等でその科学的な知見、化学物質に関する毒性等の情報を発信する必要があるとございます。特に迅速にまずは第一報を簡単な危害物質のハザードに関する情報等を委員会内で作成して、情報の発信手段としてホームページを通じて行うことがございます。ホームページによる情報発信には、専門の技術が必要であり、通常の勤務時間帯であれば専門の職員がおります。

先ほど申しましたように、緊急事態が発生するのは夜間、休日で人員が手薄な時間に発生することも考えまして、その際には駆けつけた情報・緊急時対応課の職員と協力あるいは分担しながら情報発信に必要なホームページの操作を行って、危害あるいは危害物質に関する科学的な情報発信につぎまして、まずはそれまでに集められた情報を第一報として発信できるように、最低限の機能に限定したホームページ操作に関する講習を行うこととしております。

そして、実務研修Ⅲとしまして、緊急事態におきまして危害物質に関するいろいろハザード概要シートその他情報を提供していくこととなりますが、作成した危害物質に関する知見等の資料の作成方法。特に説明する文章、それ以外に具体的な図表、グラフィックを説明して、相手が理解しやすい、つまり情報発信を受けた側が誤解しない。緊急事態の場合は、一度誤解された情報が世の中に流れてしまいますと、それを訂正することが非常に困難であります。

ですから、まずは誤解を受けないような情報発信のための資料づくりについて研修を行う予定でございます。

このため、相手が理解しやすい図表、グラフィックの作成などにつぎまして、過去の報道発表等を分析いたしまして、過去のよい例、悪い例を示しながら、講習を実施することといたしたいと考えております。具体的には実施内容の中段に書いてございますように、図表やグラフィック等を用いた、相手が理解しやすい資料作成をするための必要な技術についてマスコミの専門家をお呼びしまして、講習を行います。基本的なバーバル、いわゆる口頭あるいは身振り手振り等のコミュニケーション技術についても講習を行います。それと併せまして、食品安全委員会の危機管理における基本的な心構えについて講習を行う予定でございます。

基本的な研修を行った後、来年1月以降に確認訓練といたしまして、緊急時対応マニュアルに基づく対応について、委員会内での情報の共有と意思決定、各シナリオに基づいたハザードに対応した想定に基づいた情報発信のための資料づくり、あるいは作成資料に基づいた説明会を行う確認訓練につぎましては、1日かけた実動訓練を想定いたしておりますが、以上2本立ての訓練設計に変更したいと考えております。

昨年度、特に確認訓練でございますが、従来からは委員会の事務局職員すべてが1日かけた訓練に参加することは困難であり、昨年の訓練においても訓練参加者とそうでない間で当事者意識の差

が出てくるといったギャップを埋める必要があるという意見がございました。今回、実務研修を行うことによって、訓練事務局が実務研修に多くの職員が参加することにより、食品安全委員会の危機管理対応が一層向上するものと考えております。

以上、御検討をよろしく願いいたします。

○小泉座長代理 ありがとうございます。事務局からまずは一部改正案についての御説明がございました。今年度の訓練につきましては、まず記者会見を記者説明に変更する。訓練の設計を実務研修と確認訓練の2本立てとして、体系的に実施するということの御説明でした。御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

この実務研修Ⅱにつきまして、ホームページ、講習会ということは、全員ができるようにするという事なんでしょうか。

酒井課長、お願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 恐れ入ります。これはもう29回に御承認いただいて進めつつあるということございまして、課長補佐以下は基本的に操作できるように訓練をするという目標で進捗中でございます。

○小泉座長代理 それは初動の1時間、1時間半、2時間が非常に重要であるという認識を新たにされてということですか。

酒井課長、お願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘のとおりでございます。緊急時には、やはり食品安全委員会のホームページを御覧になる方が多数いらっしゃるということがアンケートでわかりました。特に地方自治体とか消費者団体のリーダーの方とかいち早く御覧になりますので、そのときに対応しているか否かで情報の伝わり方が違うということございまして、初動を大事にしたいということです。

ただ、内容につきましては、基本的には委員会の情報提供になりますので、委員長の御承認をいただいて最終的に出すという手順は、間違いなく踏んでいきたいと思っております。

○小泉座長代理 皆様大変緊張の日々になられるかと思いますが、よろしく申し上げます。ほかに御意見がございませんでしたら、どうもありがとうございました。

それでは、明日午後にもまた実務研修が計画されているとのことですが、実効性のある訓練になるように、事務局は是非よろしく願いしたいと存じます。

では、酒井課長、どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。委員会の緊急時に的確に対応できるよう、一層効果的な訓練を実施してまいりたいと存じます。また、訓練では専門委員の方々にも御協力を

いただきながら実施をしてまいりたいと存じますので、御協力方、よろしくお願いいたします。

○小泉座長代理 では、本日の議題はこれでカバーしたことになりますが、そのほかの議題等、事務局から他に何かございますでしょうか。

それでは、酒井課長、どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 特にございませぬ。

○小泉座長代理 時間が10分ほど早いのですが、何か御意見がございましたらと思います。

それでは、以上をもちまして、第30回「緊急時対応専門調査会」を終了させていただきます。  
どうも御協力ありがとうございました。